

交通事故などでケガをしたら…

医療費は加害者が負担します

交通事故など、他人の行為が原因でケガをした場合でも、国民健康保険で医療機関に受診できます。

医療費は、過失に応じて加害者が負担するというのが原則です。国民健康保険が一時立て替えて支払い、後でその医療費を被害者に代わって加害者に請求することになります。



そのためには…

①警察に届け出ます

事故にあつたら、すみやかに警察に届け出て、「交通事故証明書」をもらいます。

②国保(国民健康保険)に届け出ます

国保の窓口へも届け出て、「第三者行為による傷病届」を提出します。

国保の届出に必要な書類

- ① 第三者行為による傷病届
 - ② 交通事故証明書
 - ③ 国民健康保険証
 - ④ 印鑑
 - ⑤ その他必要な書類
- (用紙は住民課にあります)

書類がそろわなくても、まず届け出をしてください!

示談の前に まず相談を!

国保に届け出る前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、後で国保から加害者に費用の請求ができなくなる場合がありますので、まずご相談ください。



◆住民課 保険年金担当

☎ 6571

有線 7784

国民年金をより納めやすくするために…

平成18年7月から

保険料免除(一部納付)の区分が増えます

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除される制度があります。

平成18年7月から、より納付しやすくするため、従来の全額免除と、2分の1納付(半額免除)に加え、4分の1納付と4分の3納付が新たに加わります。

申請の手続きは、役場住民課、またはお近くの社会保険事務所国民年金業務課で行ってください。

保険料免除(一部納付)の承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

承認された期間は、将来支給される老齢基礎年金を受給するため、に必要な期間に算入されるほか、万一の病気や事故の時に支給される障害基礎年金や遺族基礎年金を受給する際は、通常通り保険料を納めた場合と同じ扱いになります。ただし、それぞれの区分により、月ごとに納付する金額が決められていて、納付がなければ未納と同じ扱いになります。

申請の手続きには、年金手帳・印鑑をご持参ください。なお、会社等を退職された方は、離職票または雇用保険受給資格者証も併せてお持ちください。



国民年金保険料の 免除区分と納付月額

免除の区分	納付月額
4分の3納付	10,400円
2分の1納付	6,930円
4分の1納付	3,470円
全額免除	

◆住民課 保険年金担当

☎ 6571

有線 7784